

# 香川県資源管理指針

[平成23年4月1日制定]

## 第1 香川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

### 1. 香川県の漁業の概要

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸、燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には多くの島々が浮かび、岩礁や砂浜などバラエティーに富んだ海岸線は島嶼部も含めて総延長約700kmに達し、起伏の多い海底地形、緩急入り混じった複雑な潮流などにより、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

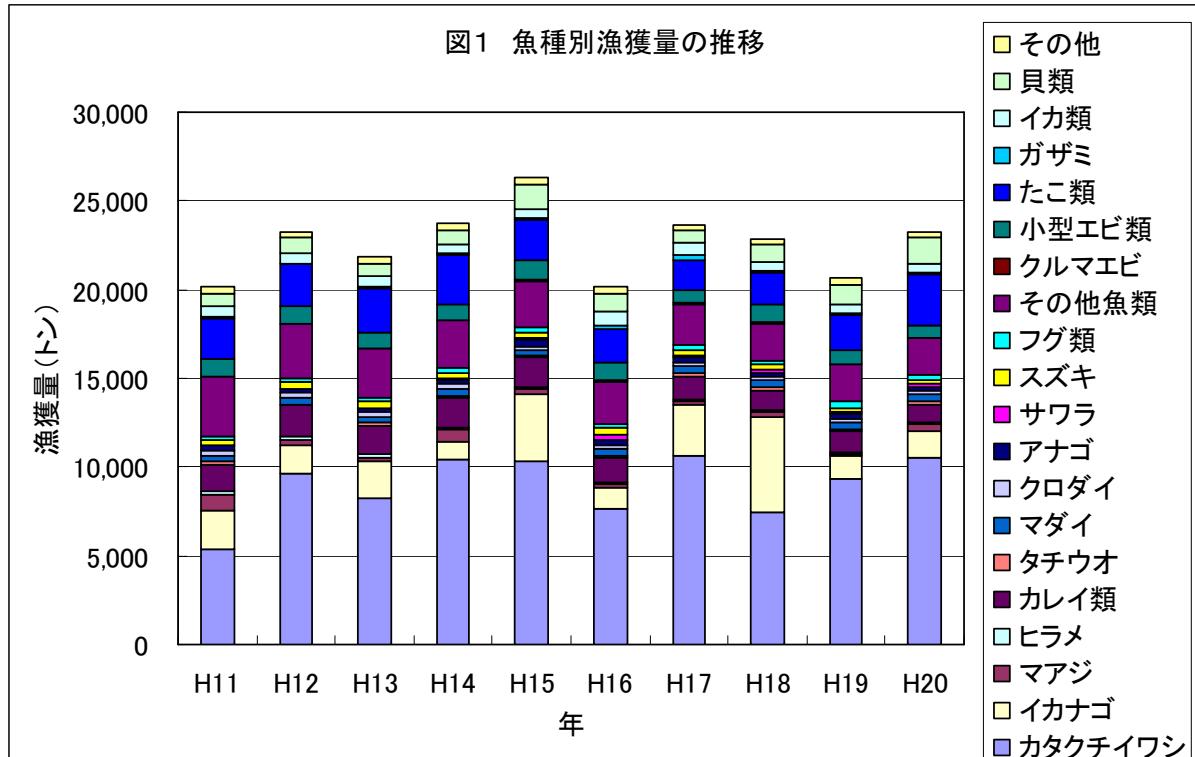
このため、古来から様々な漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業などの漁船漁業が営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり・かき等の養殖業など、進取の気象に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

漁業生産については、海面漁業の漁獲量は、昭和50年以降、昭和51年に約66千トンをピークに平成7年に約21千トンとピーク時の3分の1以下まで減少を続けていたが、平成7年以降は横ばい傾向で、最近10年(H11~20)は、表1、図1のとおりで、合計で約23千トン前後で推移しており、全体として漁獲量は比較的安定している。内訳を見ると、魚類においては、マダイやサワラなど一部の魚種で増加傾向にあるものの、年変動が大きい多獲性魚であるカタクチイワシやイカナゴを除くと総じて減少傾向にある。また、甲殻類や介類等においては、ガザミや貝類などで増加傾向にあるものの、全体としては減少傾向にある。

表1 漁獲量の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
カタクチイワシ	5,334	9,587	8,281	10,471	10,348	7,650	10,657	7,480	9,340	10,504
マアジ	910	331	218	686	257	202	156	247	133	376
イカナゴ	2,225	1,638	2,067	939	3,792	1,168	2,900	5,351	1,252	1,502
ヒラメ	138	143	117	133	118	138	120	125	100	108
カレイ類	1,550	1,770	1,620	1,690	1,659	1,401	1,298	1,129	1,176	984
メイタガレイ	111	220	241	330	390	290	228	271	—	—
ウシノシタ類	1,050	1,221	1,105	1,114	1,059	865	834	658	—	—
その他カレイ類	389	329	274	246	210	246	236	200	—	—
タチウオ	202	75	183	136	84	103	138	137	166	225
マダイ	278	323	286	332	315	339	390	392	331	404
クロダイ	322	291	292	288	220	238	214	209	181	228
アナゴ	231	249	241	247	359	310	282	259	299	200
サワラ	30	35	52	69	85	308	143	127	104	141
スズキ	276	331	324	344	362	318	301	294	263	266
フグ類	259	270	218	236	234	245	275	225	315	274
その他魚類	3,297	3,008	2,772	2,694	2,670	2,410	2,338	2,149	2,141	2,049
魚類計	15,052	18,051	16,671	18,265	20,503	14,830	19,212	18,124	15,801	17,261
魚類計(カタクチ、イカナゴ除く)	7,493	6,826	6,323	6,855	6,363	6,012	5,655	5,293	5,209	5,255
クルマエビ	57	55	44	35	45	55	39	38	28	31
小型エビ類	1,030	987	894	878	1,102	1,056	751	965	797	703
たこ類	2,259	2,325	2,435	2,769	2,339	1,884	1,674	1,806	1,934	2,858
マダコ	958	1,312	969	1,441	1,126	964	801	857	—	—
ガザミ	60	80	88	81	73	149	228	175	139	114
イカ類	577	542	589	505	510	801	702	473	495	464
貝類	767	923	776	850	1,314	1,038	758	935	1,057	1,523
その他	331	285	316	352	448	401	328	328	384	298
甲殻類・介類等計	6,039	6,509	6,111	6,911	6,957	6,348	5,281	5,577	4,834	5,991
合計	20,133	23,248	21,813	23,735	26,334	20,214	23,692	22,844	20,635	23,252
合計(カタクチ、イカナゴ除く)	12,574	12,023	11,465	12,325	12,194	11,396	10,135	10,013	10,043	11,246

※カタクチイワシにはシラスを含む



## 2. 香川県の資源管理実態

本県では、昭和58年に漁業関係者を中心とした「香川の漁業を考える会」が発足し、漁業者自らが行う資源管理方策への対応が芽生えてきた。その後、昭和63年度からは、資源培養管理対策推進事業として、本格的に資源管理型漁業の充実強化に努めてきた。さらに、平成13年度からは資源回復計画事業を活用しながら、資源管理の推進を図っている。

現在、小型機船底びき網漁業を中心に、建網・小型定置網漁業と連携した「香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成19年5月公表）」では、小型魚の保護（漁獲サイズの制限）、漁獲規制（抱卵魚の再放流）、休漁日の設定、漁具の制限及び出入港時間の制限について取り組んでいる。その他、さわら流しさし網漁業を対象とした「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」では、網目制限や漁期短縮（秋漁休漁）の取組を実践し、瀬戸内海機船底びき網漁業を対象とした「カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画（平成17年3月31日公表）」では、操業開始日、網目制限、休漁日、操業時間の設定について実践している。

なお、県内の資源管理型漁業の推進については、香川県漁連が中心となり、「香川県資源管理型漁業実践会議」の場で、回復計画の評価検討や自主的管理の検討を行うとともに、地区別の漁業者検討会や魚種別検討会などで実践体制を構築している。

## 3. 資源管理の方向性

資源管理の実践においては、参加する漁業者がリスクと成果を平等に分けあうことが重要であることから、漁業者間の合意形成をはじめ、漁業操業の調整、指導の強化が求められており、今後とも、効果的な資源管理のため、対象となる魚種や漁業を拡大し、県内はもとより、近隣の府県から瀬戸内海全域へと取組を進めていく必要がある。

このため、漁獲努力量の削減や小型魚の保護など漁業者の自主的な資源の管理に加えて、広域に分布する回遊資源については、資源回復計画の円滑な推進を図るために、関係府県とも連携して漁業者を中心とした推進体制を構築するとともに、科学的根拠に基づいた効率的な手法による資源管理の高度化を図り、公的規制の徹底と併せて、積極的に資源管理に取り組み、資源の維持・回復を図っていく必要がある。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来

自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組みの開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

本県の近年の漁獲量は、概ね23千トン前後で推移しているが、漁業種類別の経営体数・漁獲量・1経営体あたりの漁獲量を見ると、表2、3、4のとおりで、漁業種類別の経営体数をみると、小型機船底びき網漁業、さし網漁業が主体であり、漁業種類別の漁獲量をみると船びき網漁業、小型機船底びき網漁業、その他の漁業（主に袋まち網（込網）漁業）、さし網漁業が主体となっている。また、漁業種類別の1経営体あたりの漁獲量をみると、漁業種類毎では船びき網やその他の網漁業（主に袋まち網（込網））漁業を除き、総じて規模の小さい経営体が多い。

表2 漁業種類別経営体数の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
小型底びき網	750	740	724	719	697	695	663	655		593
船びき網	38	33	31	35	33	34	33	33		36
その他のさし網	520	510	481	497	473	477	454	427		446
大型定置網	1	1	1	1	2	1	1	1		2
小型定置網	96	100	104	99	93	88	83	81		73
その他の網漁業	43	45	43	36	32	34	32	32		45
その他のはえ繩	48	43	42	32	23	28	27	23		47
その他の釣	199	203	202	186	189	190	173	164		174
採貝、採藻	59	59	59	13	46	10	9	2		9
その他漁業	103	106	107	104	134	130	128	125		146
計	1,857	1,840	1,794	1,722	1,722	1,687	1,603	1,543	-	1,571

※平成19年は統計未発表のため未記載

表3 漁業種類別漁獲量の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
小型底びき網	6,787	7,187	6,802	6,893	7,131	6,538	5,677	5,766	5,827	6,030
船びき網	4,945	9,526	8,376	10,400	10,316	7,754	10,833	7,555	8,888	10,215
その他のさし網	1,301	1,398	1,313	1,339	1,251	1,502	1,355	1,147	1,092	1,053
大型定置網	291	332	224	128	×	×	×	×	×	×
小型定置網	2,029	1,203	1,187	1,713	1,226	1,098	1,012	1,039	790	1,147
その他の網漁業	3,385	2,182	2,496	1,609	4,536	1,778	3,444	5,828	2,300	2,328
その他のはえ繩	66	70	56	62	73	72	60	48	52	41
ひき繩釣	2	3	5	5	6	3	2	1	1	2
その他の釣	216	202	196	199	146	169	139	151	131	146
採貝、採藻	25	28	26	×	22	21	16	14	11	30
その他漁業	1,007	1,047	1,011	1,239	1,453	1,137	1,037	1,151	1,386	2,011
計	20,200	23,387	21,813	23,735	26,334	20,214	23,692	22,844	20,635	23,252

表4 1経営あたりの漁獲量の推移

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
小型底びき網	9.0	9.7	9.4	9.6	10.2	9.4	8.6	8.8		10.2
船びき網	130.1	288.7	270.2	297.1	312.6	228.1	328.3	228.9		283.8
その他のさし網	2.5	2.7	2.7	2.7	2.6	3.1	3.0	2.7		2.4
大型定置網	291.0	332.0	224.0	128.0	×	×	×	×		×
小型定置網	21.1	12.0	11.4	17.3	13.2	12.5	12.2	12.8		15.7
その他の網漁業	78.7	48.5	58.0	44.7	141.8	52.3	107.6	182.1		51.7
その他のはえ繩	1.4	1.6	1.3	1.9	3.2	2.6	2.2	2.1		0.9
その他の釣	1.1	1.0	1.0	1.1	0.8	0.9	0.8	0.9		0.8
採貝、採藻	0.4	0.5	0.4	×	0.5	2.1	1.8	7.0		3.3
その他漁業	9.8	9.9	9.4	11.9	10.8	8.7	8.1	9.2		13.8
計	10.9	12.7	12.2	13.8	15.3	12.0	14.8	14.8		14.8

※平成19年は経営体数が統計未発表のため計算できない

さらに、主要漁業種類である小型機船底びき網漁業及びさし網漁業における魚種別漁獲量は、図2、3のとおりで、瀬戸内海の漁船漁業の特長である多品種小ロットとなっている。従って、操業海域、時期に応じて、多種多様な漁業種類を営み、多種多様な魚種を漁獲することから、全体の漁獲量を安定的・持続的に管理するためには、魚種別管理を実践するよりも、漁業種類別に管理していく方が合理的であり、また、現在本県では漁業種類別に資源管理を実践している状況もありスムーズに移行できるものと考えられる。ただし、漁業形態によっては、ある程度漁獲対象魚種が絞れる漁業種類もあることから、魚種別に管理することが可能な漁業種類においては、魚種別管理も検討する。

なお、全体の漁獲量は、漁獲される複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により、毎年変動することから、全体の漁獲量の維持安定を効果的に実践するためには、公的規制を遵守するほか、自主的管理措置を漁業種類毎に取り組むため、漁獲努力量削減方策として、漁業種類毎の「自主的管理措置」を別紙1のとおり、地域の実態に応じて取り組むものとする。それぞれのそちに実施については、第3 その他に因るものとする。また、「自主的管理措置」の内容については、漁業種類毎に各単協毎で最終的に意思決定されていることから、「自主的管理計画」については、最小単位を各単協とする。

ただし、県下全体の資源管理を実践するためには、より広域的に資源管理を実践していく必要があることから、「自主的管理措置」の内容について、現在、県漁連が中心となって協議している「香川県資源管理型漁業実践会議」や「地区別漁業者検討会」等で県全体又はブロック毎にさらに「自主的管理措置」の充実・拡充について検討・協議していく必要がある。

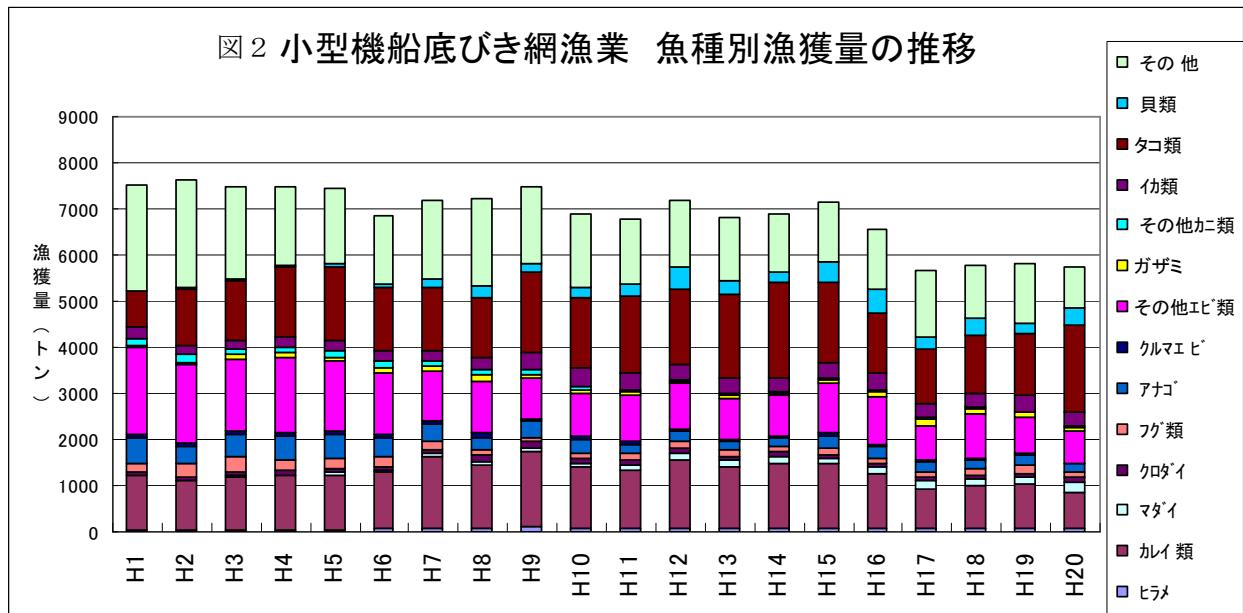
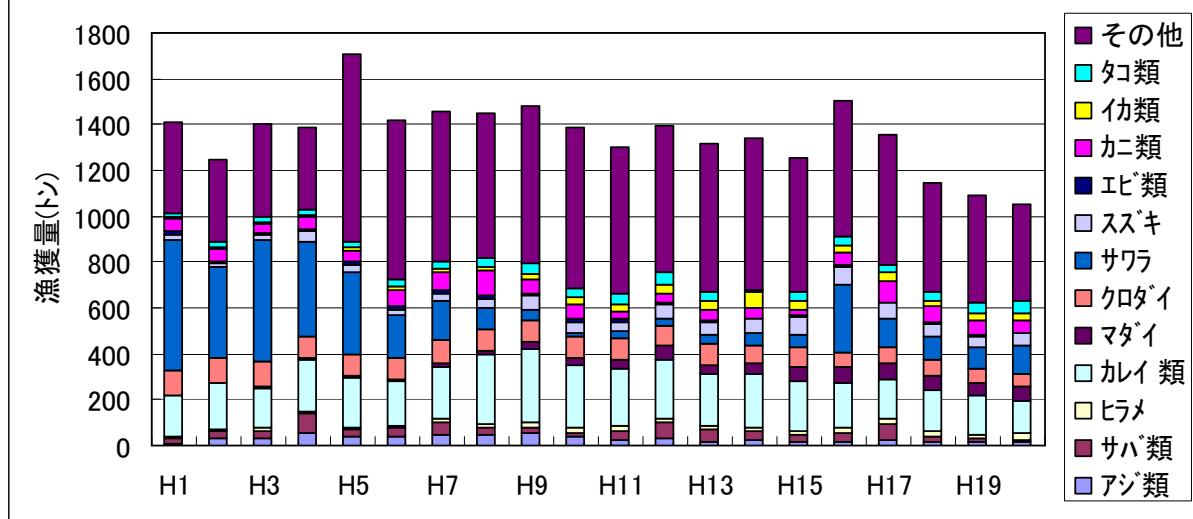


図3 さし網漁業 魚種別漁獲量の推移



なお、本指針では、知事許可漁業、共同漁業権漁業及び自由漁業について、次の（1）から（14）の漁業に区分し、これらの漁業種類毎に「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

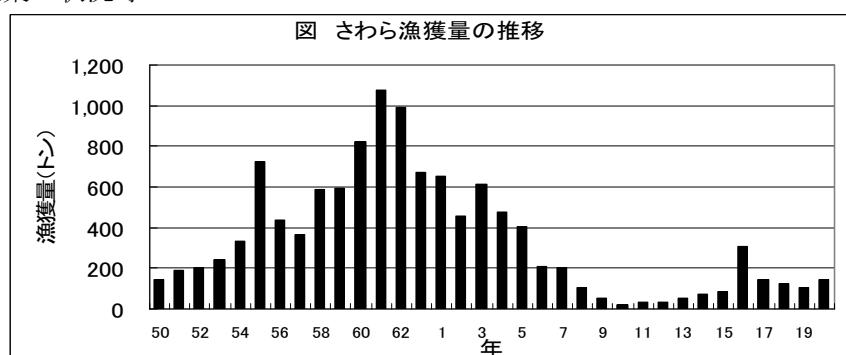
#### 【魚種別管理】

##### (1) サワラ

###### ①漁業の種類

さわら流しさし網漁業

###### ②漁業の状況等



サワラの漁獲量は、昭和 50 年以降、昭和 61 年に 1 千トン余りの漁獲をピークに、急激に減少し、平成 10 年には 17 トンまで減少した。その後、種苗生産・放流が開始され、増加傾向に転じ、最近では 100 トン前後まで増加してきている。

###### ③資源管理措置等

サワラはそのほとんどをさわら流しさし網漁業によって漁獲されており、本漁法については、関係県との漁業者協定に基づき、資源管理に取り組んできたが、平成 14 年度からは、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に基づく取組として、「漁期の短縮」、「漁具の制限」の取組を実践してきたほか、自主的管理措置として、地域によっては、「自主休漁」に取り組んでいる。

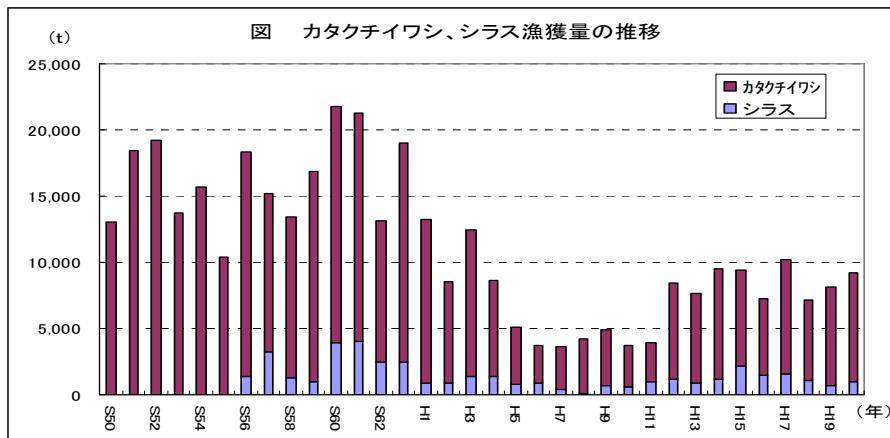
このことから、ここ数年漁獲量は安定しているものの、今後も継続的に維持・増大を図るため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 2 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

##### (2) カタクチイワシ

###### ①漁業の種類

瀬戸内海機船船びき網漁業

## ②漁業の状況等



カタクチイワシの漁獲量は、昭和 50 年以降、昭和 60 年に 2 万トン余りの漁獲をピークに、急激に減少し、平成 6 年には 3.6 千トン余りまで減少した。その後増加し、近年(H11~20)では、8 千トン前後で比較的安定している。

## ③資源管理措置等

カタクチイワシは、そのほとんどを瀬戸内海機船船びき網漁業によって漁獲されており、本漁法においては、関係県との漁業者協議会に基づき、資源管理に取り組んできたが、平成 17 年度からは、カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画に基き、愛媛県・広島県・香川県の 3 県で「操業開始日の設定」、「休漁日の設定」、「操業時間の設定」、「漁具の制限」の取組を実践してきた。

のことから、ここ数年漁獲量は安定しているものの、今後も継続的に維持・増大を図るため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 2 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

### 【漁業種類別管理】

#### (1) 小型機船底びき網漁業

##### ①漁業の種類

手縄第 2 種：えびこぎ網、いか磯間びき網、なまここぎ網、てっかんこぎ網、自家用餌料びき網

手縄第 3 種：戦車こぎ網、貝けた網、かきけた網、えびけた網、

その他：板びき網

##### ②漁業の状況等

小型機船底びき網漁業は県下一円で操業させ、経営体数も最も多く、本県の基幹漁業種類となっている。その生産量は、昭和 50 年以降、昭和 51 年に約 12 千トンをピークに、昭和 55 年頃まで 9 千トン以上の漁獲があったが、その後は横ばい傾向であり、最近 10 年(H11~H20)では、表 3 に示すとおり、5.6 千トン~7.2 千トンで推移しており、漸減傾向にあるものの、1 経営体あたりの生産量は、表 4 に示すとおり横ばいで比較的安定しており、漁獲量の減少は漁業者の減少によるところが大きい。

漁獲対象は、主にカレイ類、フグ類、甲殻類、タコ類であるが、その他多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

##### ③資源管理措置等

小型機船底びき網漁業については、昭和 58 年に漁業関係者を中心とした「香川の漁業を考える会」が発足してから、資源管理に取組をスタートさせ、その後、継続的に事業を実施、平成 18 年からは、香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づく取組として、「漁獲サイズの制限」、「休漁日の設定」、「漁具の制限」、「出入港時刻の設定」の取組を実践してきた。この長年の取組によって、全体の生産量は減少しているものの、1 経営体あたりの生産量は横ばいで、比較的安定していることから、今後もこの状態を継続的に維持・安定させるため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む

必要がある。

## (2) 機船船びき網漁業

### ①漁業の種類

- 1) いわし機船船びき網
- 2) 二そうさより機船船びき網

### ②漁業の状況等

船びき網漁業のうち上記①②)のいわし機船船びき網は県東部の播磨灘で操業されている。その生産量は、多獲性魚であるカタクチイワシの稚魚であるシラスを主体的に漁獲していることから年変動は大きい。昭和50年以降、シラスの漁獲量は、昭和61年に約4千トンをピークに、平成8年には、96トンとピーク時の40分の1まで減少したが、最近10年(H11～H20)では、0.79千トン～2.2千トンで推移しており、毎年の漁獲量の変動が非常に大きい。

漁獲対象は、主にシラスやサヨリを目的としているものの、その他の魚類も相当量漁獲している。

### ③資源管理措置等

いわし機船船びき網漁業については、これまで資源回復計画に基づく取り組みは行っていないが、漁業者の自主的ルールとして、「休漁日の設定」の取組を実践している。

また、二そうさより機船船びき網は、小型機船底びき網漁業との兼業で操業しており、資源量があれば操業するといった実態となっている。

船びき網漁業全体の漁獲量は、カタクチイワシのシラスやサヨリなど多獲性魚を漁獲していることから、比較的年変動が大きいこともあるが、今後もこの状態を継続的に維持・増大させるため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙1の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (3) さし網漁業

### ①漁業の種類

- 1) まながつお流しさし網
- 2) さより流しさし網
- 3) きす流しさし網
- 4) その他流しさし網
- 5) その他さし網
- 6) 沖建網
- 7) 藻建網・磯建網(漁業権漁業に基づく)

### ②漁業の状況等

さし網漁業は、県下一円で上記①に示すとおり様々な種類で操業されており、経営体数も小型機船底びき網漁業に次いで多い。その生産量は、昭和50年以降、昭和53年3.6千トンとピークに、その後緩やかな減少傾向にあり、最近10年(H11～H20)では、表3に示すとおり、1.1千トン～1.5千トンで推移しており、生産量全体では依然として緩やかに減少傾向にある。しかしながら、1経営体あたりの生産量は、表4に示すとおり横ばいで比較的安定している。

漁獲対象は、主にマナガツオ、カレイ類、甲殻類等であるが、その他多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

### ③資源管理措置等

さし網漁業における「建網漁業」については、これまで香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づく取組の中で、小型機船底びき網漁業と連携して、「漁獲サイズの制限」、「休漁日の設定」、「漁具の制限」の取組みを実践してきた。

これらのことから、全体の生産量は減少しているものの、1経営体あたりの生産量は横ばいで、比較的安定していることから、この後もこの状態を継続的に維持・安定させるため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙1の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (4) 袋まち網(込網)漁業

#### ①漁業の種類

- 1) いかなご込網
- 2) いか込網
- 3) まながつお込網
- 4) 餌料いわし込網
- 5) 魚込網

#### ②漁業の状況等

袋まち網（込網）漁業は、県中部の備讃瀬戸が操業海域であり、経営体数は少ないものの、瀬戸内海機船船びき網に次ぐ規模の漁業である。その生産量は、昭和 50 年以降、昭和 55 年に約 23 千トンをピークに、多獲性魚であるイカナゴを中心に漁獲している影響からか年変動が非常に大きいが、その後大きく減少し、平成 17 年には 1.7 千トンまで落ち込んだ。最近 10 年(H11～H20)の袋まち網(込網)漁業を主体とするその他の網漁業の漁獲量は、表 3 に示すとおり、1.8 千トン～4.5 千トンで推移しており、漁獲量は非常に不安定な状況にある。漁獲対象は、主にイカナゴ、マナガツオ、シラス、イカ類を目的にしている一方、フグ類やマダイやその他魚類など多種多様な魚種を漁獲しているが、漁獲量はその年の発生状況・来遊状況により大きく変動する。また、潮流に乗って回遊する魚類を待ち受けて漁獲する漁法であることから、特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

#### ③資源管理措置等

袋まち網（込網）漁業においては、自主的資源管理として、地域によって、「漁具(袋網の網目)の制限」の取組を実践してきた。

今後、生産量を維持・安定させるためには、現在の「漁具の制限」に加え、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

### (5) ごち網漁業

#### ①漁業の状況等

ごち網漁業は、県下の限られた地域で操業しており、その生産量は、昭和 50 年以降、平成 14 年に 40 トンをピークに、最近 10 年(H9～H18)は 30 トン前後で比較的安定している。主な漁獲対象であるマダイは増加傾向にあるが、その他、クロダイ、スズキなども漁獲しており、特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

#### ②資源管理措置等

ごち網漁業においては、これまで自主的資源管理の取組みは行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

### (6) たこつぼ漁業

#### ①漁業の種類

- 1) たこつぼなわ
- 2) いいだこつぼなわ

#### ②漁業の状況等

たこつぼなわ漁業は、県下全体で操業されている漁業である。その生産量は、昭和 50 年以降、平成 14 年の 549 トンがピークで、最近 10 年(H8～H18)では、マダコの増加に伴い、249 トン～549 トンで推移しており、漁獲量は 400 トン前後で比較的安定している。

#### ③資源管理措置等

たこつぼなわ漁業においては、自主的資源管理として、地域によっては、「小型魚の再放流」、「漁期の制限」の取組を実践しており、現状安定傾向の生産量を今後も維持・安定させるためには、現在の「小型魚の再放流」に加え、休漁による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (7) はえなわ漁業

### ①漁業の種類

- 1) あなごはえなわ
- 2) たい・はもはえなわ
- 3) 自由漁業によるはえなわ

### ②漁業の状況等

はえなわ漁業は、県下全体で操業されている漁業であるが、そのほとんどが、他種漁業の副業として営まれている。その生産量は、昭和 50 年以降、昭和 52 年に 549 トンがピークで、その後減少傾向にあり、最近 10 年(H8～H18)では、48 トン～101 トンで推移しており、引き続き減少傾向にあるが、これは操業する漁業者の減少によるところが大きい。また、操業時期や場所によって、様々な魚種を漁獲することから、許可によっては、あなご、たい・はもに限定しているものの、特定の魚種のみを選択的に漁獲することは難しい。

### ③資源管理措置等

はえなわ漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (8) かご漁業

### ①漁業の種類

- 1) いか巣
- 2) かにかご
- 3) あなごかご

### ②漁業の状況等

かご漁業は、県下全体で操業されている漁業であるが、そのほとんどが、他種漁業の副業として営まれている。その生産量は不明であるが、主な対象魚種であるイカ類、ガザミ、アナゴについては、最近 10 年(H10～H20)では、比較的安定している。また、目的としている魚種以外にも様々な魚種が漁獲され、特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

### ③資源管理措置等

かご漁業において、かにかご漁業については、これまで自主的資源管理の取組として「漁獲の制限(抱卵ガザミの再放流)」や「小型魚の再放流」を、あなごかご漁業については、「小型魚の再放流」の取組を実践してきた。

今後も、現在の生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (9) 潜水器漁業

### ①漁業の種類

- 1) たいらぎ潜水器
- 2) みるくい・なみがい潜水器

### ②漁業の状況等

潜水器漁業は、県中央部の備讃瀬戸を中心に操業されており、一部の中讃海域では岡山県との入会で操業している。生産量は、昭和 50 年以降、昭和 56 年の 1.3 千トンがピークで、昭和 61 年頃まで 1 千トン前後の漁獲があったが、その後減少傾向にあり、平成 4 年には 163 トンまで減少した。その後徐々に漁獲量が増加し、最近 10 年(H9～H18)では、282 トン～807 トンと増減が激しいが、ここ数年 500 トン前後で比較的安定している。主な漁獲対象物はタイラギである。

### ③資源管理措置等

潜水器漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1

の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

(10) いさり漁業

①漁業の種類

- 1) 点火いさり
- 2) 無点火いさり

②漁業の状況等

いさり漁業は、県下の限られた地域で操業されており、そのほとんどが、他種漁業の副業として営まれている。生産量は不明であるが、主な漁獲物であるナマコは最近 10 年(H9～H18)では、96 トン～191 トンと増減があるが、ここ数年 100 トン以上漁獲されており比較的安定している。

③資源管理措置等

いさり漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

(11) まで突き漁業

①漁業の状況等

まで突き漁業は、県下の限られた地域で操業されており、そのほとんどが、他種漁業の副業として営まれている。昭和 50 年以降、昭和 54 年には 759 トンの漁獲があり、昭和 50 年代後半までは 500 トン以上の漁獲があったが、その後激減し、最近 10 年(H9～H18)では、10 トン～22 トンで、ここ数年漸減傾向にある。

②資源管理措置等

まで突き漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

(12) 釣り漁業

①漁業の種類

- 1) まきえ釣り
- 2) まだこ釣り
- 3) ひき釣り
- 4) 自由漁業による一本釣り

②漁業の状況等

釣り漁業は、県下一円で操業されている。生産量は、昭和 50 年以降、昭和 51 年に 1.5 千トンの漁獲があったが、昭和 60 年代まで減少傾向を続け、最近 10 年(H9～H18)では、141 トン～218 トンと引き続き減少傾向にあるが、これは操業する漁業者が減少したためと考えられる。また、対象としている魚種として、まきえ釣りは、マダイ、クロダイ、スズキなどを、まだこ釣りは、マダコを、ひき釣りは、サワラ、サバ、ヒラメなどを、一本釣りは時期や場所によって様々な魚種を対象としており、特定の魚種を選択的に漁獲することは行っていない。

③資源管理措置等

釣り漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われてきていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置や漁獲サイズの制限が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙 1 の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

(13) 定置網漁業

## ①漁業の種類

- 1) 大型定置網
- 2) 小型定置網（漁業権に基づく定置網漁業を含む）

## ②漁業の状況等

定置網漁業は、県下一円で操業されており、経営体数も比較的多い。その生産量は、昭和50年以降、昭和60年に2.7千トンの漁獲があり、その後増減を繰り返しながら、最近10年(H11～H20)では、表3に示すとおり、0.8千トン～2.0千トンで推移しており、1千トン前後で比較的安定している。漁獲対象は、主にマダイ、ヒラメ、カレイ類、イカ類などの底物からアジ類・サバ類・イワシ類などの浮き魚類まで多種多様な魚種を漁獲しており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

## ③資源管理措置等

定置網漁業における「小型定置網漁業」については、これまで香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づく取組の中で、小型機船底びき網漁業と連携して、地域によって「漁獲サイズの制限」、「休漁日の設定」の取組を実践してきた。

これらのことから、全体の生産量は安定しているものの、今後もこの状態を継続的に維持するため、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙1の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## (14) その他の漁業

### ①漁業の状況等

上記(1)～(13)までの漁業以外の漁業について、県下では、地域に応じた漁船漁業や貝藻類などを漁獲している漁業がある。これらの漁業の漁獲対象は地域の実情に応じて漁獲されており、漁期を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。

### ②資源管理措置等

その他の漁業においては、これまで自主的資源管理の取組は行われていなかったが、今後、生産量を維持・安定させるためには、休漁（操業回数の削減措置を含む）による漁獲努力量の削減措置が有効と考えられることから、公的規制の遵守と併せて、漁協毎に、別紙1の「自主的管理措置」に取り組む必要がある。

## 第3 その他

### 1. 資源管理措置の履行確認について

- (1) 本資源管理指針に基づき、資源管理の取組を実践しようとする漁業者（以下「関係漁業者」という。）は、所属する漁業協同組合（以下「関係漁協」という。）毎に資源管理計画を作成し、県の確認を受けるものとする。
- (2) 別紙1及び別紙2に規定する「自主的資源管理措置」のうち、各地域で重点的に取り組む措置（※を表記）については、関係各漁業者は、「別記」の規定に従い関係書類を、他の措置については、所属漁協の組合長が履行の確認を行った旨証明する書類を作成し、香川県資源管理協議会に提出するものとする。
- (3) 香川県資源管理協議会は、提出された資料に基づき、別記に記載する手段を用い、「資源管理措置」の履行を適切に確認することとし、必要ある場合は現地調査を行うことが出来る。
- また、履行確認を補完するため、必要に応じて漁獲管理情報処理システムも合わせて活用する。
- (4) 関係漁業者及び関係漁協は、香川県資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

### 2. その他

関係漁業者は、「自主的管理措置」と併せて、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

## [ 別 記 ]

### 資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段の何れかを用いることとし、併せて必要に応じて漁獲管理情報処理システムの活用に努めることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁協仕切伝票（漁協水揚台帳）又は市場荷受伝票（各漁業者の出荷日がわかるもの）</li> <li>※上記で証明できない場合は、</li> <li>○漁協又は漁業者が撮影した休漁日ごとの係船写真（日付け、漁船登録番号、係船状況が判るもの）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> </ul>
漁獲量制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁協仕切伝票（漁協水揚台帳）又は市場荷受伝票（各漁業者の出荷日がわかるもの）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> <li>○1カゴ又は1箱当たりの重量を証明する文書（市場荷受者の証明）</li> </ul>
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁協又は漁業者が撮影した操業日ごとに出港時あるいは入港時の証明写真（日付け、時刻、漁船登録番号、係船状況が判るもの）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> </ul>
漁具制限（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁具（目合い、張竿、反数、）、操業設備（漁具数）の写真（各漁業者の網目等の制限内容がわかるもので、漁船積載時及び漁船撤去時並びに操業期間中1ヶ月に1回以上確認。日付け、漁船登録番号が判るもの）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> </ul>
操業区域制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各漁業者の操業区域制限期間中のプロッター等の記録（操業日、制限区域及び操業航跡がわかるもの）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> </ul>
漁獲物制限（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各漁業者の魚種ごとの銘柄（サイズ、抱卵なし等）を証明する文書（市場あるいは出買い業者等第三者機関の証明を月1回以上）</li> <li>○各漁業者作成の操業日誌（操業日がわかるもので、組合長の証明が必要）</li> </ul>
栽培漁業（※3, 4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業に要した経費負担を行ったことが判明できる書類</li> <li>○栽培漁業に取り組んだ証憑書類及び取組状況写真</li> </ul>
漁場環境整備（※3, 5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁場の整備に要した経費負担を行ったことが判明できる書類</li> <li>○漁場の整備に取り組んだ証憑書類及び取組状況写真</li> </ul>

※1 漁具制限の取組内容は、網目サイズ、漁具数とする。

※2 漁獲物制限の取組内容は、小型魚再放流、産卵親魚保護とする。

※3 漁業者が自ら負担を行っているものに限る。

※4 栽培漁業の取組内容は、中間育成、種苗放流とする。

※5 漁場環境整備の取組内容は、藻場干潟整備、産卵床整備、海底耕耘、有害生物駆除とする。

## 別紙 1

### 【魚種別管理】

(1) サワラ(さわら流しさし網漁業)	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁期の短縮、漁具の制限	引田、東讃、鶴羽、津田、小田、鴨庄、牟礼、庵治、高松市瀬戸内、女木島、香西、下笠居、土庄中央、四海、北浦、内海町、池田、坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町高見、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(2) カタクチイワシ(瀬戸内海機船船びき網漁業)	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、操業開始日の設定、操業時間の設定、漁具の制限」	仁尾町、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

### 【漁業種類別管理】

(1) 小型機船底びき網漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、出入港時刻の設定、操業区域の制限	引田
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、出入港時刻の設定、操業区域の制限、漁獲量規制	鶴羽、津田
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、出入港時刻の設定、操業区域の制限、漁獲量規制	小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、土庄中央(大部)、四海、北浦、粟島、詫間、西詫間、仁尾町、西かがわ、観音寺、伊吹
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、出入港時刻の設定	東讃、土庄中央(その他)、唐櫃、内海町、池田
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、漁獲量規制	屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、女木島、男木島、香西、下笠居、直島
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限、操業区域の制限	丸亀市、本島
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁具の制限	坂出市、与島、宇多津、多度津町、白方、多度津町高見

※各地域で重点的に取り組む措置

(2) 船びき網漁業	自主的管理措置	漁協名
いわし機船船びき網漁業	休漁※	引田、東讃、鶴羽、津田
ニそうさより機船船びき網漁業	休漁※	西詫間、仁尾町、西かがわ、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(3) さし網漁業 (さわら流しさし網漁業を除く)	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁獲サイズの制限、操業区域の制限	引田、鶴羽、津田
	休漁※、漁獲サイズの制限、操業期間の制限	東讃、松山、坂出市
	休漁※、漁獲サイズの制限、漁獲の制限（親魚保護）	小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、女木島、男木島、香西、下笠居、直島、土庄中央、四海、北浦、唐櫃、内海町、池田、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見、粟島、詫間、西詫間、仁尾町、西かがわ、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(4) 袋まち網（込網）漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁具の制限	庵治、
	休漁※	高松市瀬戸内、女木島、男木島、香西、下笠居、四海、本島、多度津町高見、与島、

※各地域で重点的に取り組む措置

(5) ごち網漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※	鴨庄、与島、本島、多度津町高見、詫間、西詫間

※各地域で重点的に取り組む措置

(6) たこつぼなわ漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁獲サイズの制限	引田、東讃、鶴羽、津田、小田、鴨庄、牟礼、庵治、高松市東部、女木島、男木島、香西、直島、土庄中央、四海、北浦、唐櫃、内海町、池田、坂出市、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見、粟島、詫間、西詫間、仁尾町、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(7) はえなわ漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁獲サイズの制限	引田、東讃、鶴羽、津田、小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、屋島、高松市東部、女木島、男木島、直島、土庄中央、四海、北浦、唐櫃、内海町、池田、坂出市、与島、本島、白方、多度津町高見、粟島、西詫間、仁尾町

※各地域で重点的に取り組む措置

(8) かご漁業	自主的管理措置	漁協名
いか巣漁業	休漁※	引田、東讃、鶴羽、津田、牟礼、四海、内海町、池田、觀音寺
かにかご漁業	休漁※、漁獲サイズの制限、漁獲の制限（親魚保護）	直島、土庄中央、四海、唐櫃、北浦、池田、内海町、丸亀市、多度津町、白方
あなごかご漁業	休漁※、漁獲サイズの制限	引田、東讃、鶴羽、内海町

※各地域で重点的に取り組む措置

(9) 潜水器漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※	庵治、女木島、土庄中央、四海、唐櫃、坂出市、与島、丸亀市、本島、多度津町高見

※各地域で重点的に取り組む措置

(10) いさり漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※	引田、東讃、津田、小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、土庄中央、四海、内海町、池田、本島、白方、多度津町高見

※各地域で重点的に取り組む措置

(11) まで突き漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※	庵治、宇多津、丸亀市、本島、多度津町高見

※各地域で重点的に取り組む措置

(12) 釣り漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※、漁獲サイズの制限	引田、東讃、鶴羽、津田、小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、女木島、男木島、香西、下笠居、直島、土庄中央、四海、北浦、唐櫃、内海町、池田、松山、坂出市、与島、宇多津、本島、多度津町、白方、多度津町高見、粟島、詫間、西詫間、觀音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(13) 定置網漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※（操業期間の短縮）	引田、東讃、鶴羽、津田、屋島、女木島、香西、下笠居、直島、松山、坂出市、本島
	休漁※（操業期間の短縮）、漁獲サイズの制限	鴨庄、牟礼、庵治、土庄中央、四海、北浦、内海町、池田、粟島、詫間、西詫間、仁尾町、西かがわ、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置

(14) その他の漁業	自主的管理措置	漁協名
	休漁※	引田、東讃、鶴羽、津田、小田、鴨庄、志度、牟礼、庵治、屋島、高松市東部、高松市瀬戸内、女木島、男木島、香西、下笠居、直島、土庄中央、四海、北浦、唐櫃、内海町、池田、松山、坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、多度津町、白方、多度津町高見、粟島、詫間、西詫間、仁尾町、西かがわ、観音寺、伊吹

※各地域で重点的に取り組む措置